

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本村は富士山の東部に位置し、道志渓谷は原始の森が息づく清流の郷である。丹沢山地と道志山地に挟まれた細長い木の葉のような地形が特徴的で、東西二十八キロで結ばれているところから、「道志七里」と呼ばれてきた。

本村の人口は、昭和 60 年代から 2,100 人台でほぼ横ばいで推移していたが、平成 31 年には 1,683 人となった。今後も少子高齢化の進行や、自然減・社会減などにより減少傾向で推移すると見込まれる。

本村は、村全体が富士北麓と神奈川県を結ぶ国道 413 号に面している恵まれた立地条件にあり、横浜市との継続的な友好関係を推進している。豊富な自然環境を活用する中で、横浜市民や富士山観光に訪れる国内外の観光客など交流人口の増加を今後も見込んでいる。また、本村と縁のある中小企業との提携による雇用創出や特産物を活用した新規就農者の支援を行うことで、就業環境を改善していく、移住者確保につなげていく。また、商工会との連携を図り、経営基盤の強化・経営安定化等に取り組むとともに、新たな産業の創出を推進し、農産物・水産物のブランド化を図り、新たな特産品、地場産品の開発を通じて地域経済の振興を進めていく見通しである。

こうした本村の実情を考慮し、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく本計画の策定により、中小企業者の先端設備等の導入を促し労働生産性の向上を図り、地域の活性化を目指す。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことにより、経営基盤の強化に繋がると共に地域経済の発展・振興の一助となるよう先端設備等導入計画の認定を目標とする。なお、認定目標を 5 件に設定する

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が、年平均 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本村内の中小企業は、景気の低迷や人手不足などの影響により、新たな設備投資に踏み込めない状況が続いている。今後、経営基盤の強化や経営改革のため、生産性を向上させていく事が緊急の課題となっている。このため、多様な産業の設備投資を支援する観点から本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等の全てを対象とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

村内の中小企業は、国道413号線沿いや山間部にあり、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

村内の中小企業は、比較的に規模が小さい事業者が多く、製造・建設業からサービス関連業など幅広い業種形態となっている。これらの事業者が地域の経済や雇用を支えているため、今後、村内の生産性の向上を実現し、競争力の維持・強化を図る必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取り組みは、設備投資による業務効率化や省エネルギーの推進など多様であるため、全業種において、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

※ただし、生産性向上特別措置法の適用期間内とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 雇用の安定に配慮する観点から、人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ② 健全な地域経済発展の観点から、公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③ 公平性の観点から、市町村税等に滞納がある場合には先端設備等導入計画の認定の対象としない。